■　第13回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成26年11月20日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、長谷川(美)、和田委員、桝屋委員、松永委員　計17名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課長補佐、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業政策課長補佐、住環境政策課長補佐、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計10名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：16名（うち報道１名）

１　開　会

（司　会）

お集まりの皆様、こんばんは。ただいまから第13回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開催いたします。本日は、お忙しい中検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、議事録作成のためテープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。なお、委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが、発言の際は挙手をお願いしたいと思います。

また、本日は報道機関が取材にまいっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日机の上にお配りしたものとして出席者の名簿、座席表、参考資料４、参考資料５になります。また、事

前にお配りしておりましたものとして本日の次第、当日の検討会でご議論いただきたいポイント、それから資料番号が７番から始まりまして、資料７、資料８、資料９、資料 10、資料 11、参考資料３。以上をお送りしておりました。お手元のほうにございますでしょうか。なお、資料番号につきましては、今回から通し番号とさせていただきまして、本日は前回の続きの番号を振らせていただいております。資料は７番から、参考資料については３番からということになっております。

参考資料３ですが、千葉県における相談員の活動事例の資料となっております。こちらは相談機関にどのような事例が寄せられてどのように解決が図られているかという資料になっておりますので、参考としていただきたいと思います。また、参考資料４につきましては、事前に川崎委員から諸外国における合理的配慮の考え方が分かる資料をというお話をいただいておりましたので、事務局で用意した資料となっております。さらに、参考資料５につきましては、弁護士会から提出された意見書となっております。

次に、この検討会では傍聴される方に対して傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けております。傍聴者からいただいた意見や感想につきましては、委員の皆様の参考資料として、検討会当日に配付させていただいております。傍聴されている方におかれましては、様式は特に問いませんので、ご希望される方は事務局に提出していただきたいと思います。

次に、議事に移ります前に、本日の委員の出席状況でございますが、委員 19 名のうち石川委員と佐藤佐智夫委員から欠席の連絡をいただいております。正道委員がまだお見えでないようですが、お二人から欠席の連絡をいただいております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては長澤座長に進行をお願いいたします。それでは、長澤座長、よろしくお願いいたします。

２　議事

（１）第 12 回検討会のまとめについて

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事の１、第 12 回検討会のまとめについてです。資料７では意見交換会で出された意見に対する前回検討会での主な意見と、第 11 回でお配りした資料３の一番右側の欄の再検討案について整理してあります。こちらをご覧いただき、何かご意見があればご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

（２）条例（たたき案）について

①　合理的配慮

それでは、次の議事に移らせていただきます。議事の２、条例（たたき案）についてです。まず、本日の進め方ですが、前回、前々回で合理的配慮の義務化について議論いただきましたが、まだ結論までは至っておりません。その合理的配慮に関して、今一度委員の認識の一致を図るべきという考えから、最初に合理的配慮について権利条約や差別解消法でどのように考えられているかご説明いただきます。その後、前回に予定していた相談機関や調整委員会、条例推進会議について説明させていただき、積み残し事項となった公表や合理的配慮の義務化、相談機関や調整委員会、条例推進会議についてご意見をいただきたいと考えています。

最初に、合理的配慮について小野課長に説明をお願いしたいと思います。

（障がい福祉課長）

よろしくお願いいたします。私からは資料８と資料９でご説明させていただきたいと思います。

まず、資料８をご覧ください。まず、合理的配慮とは何かという部分でございますが、障害者権利条約で定義された新たな概念として、権利条約では「障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

ここで、特定の場合において必要とされるものというのは分かりづらいので、その下に意味を記載してございます。出典等はそれぞれ書いてございますので、説明は省かせていただきます。これによりますと、①として個人の個別具体的なニーズに取組むものであり、個々人で異なるものであるということ。②、障害のある人が置かれた具体的な状況を前提に、その必要性について個別の判断がなされることとなっております。合理的配慮と言うためには、障がい者全般のニーズではなく、個別具体的なニーズが必要ということでございます。この条約の趣旨を踏まえ制定されたのが、差別解消法にある合理的配慮ということになりますが、下線部の第７条第２項に、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理

的な配慮をしなければならない」と定められております。第８条第２項は事業者になりますが、最後の下線の部分になりますが、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないというように努力義務となっております。

差別解消法ではこのように規定されていますが、その意味一つ一つを見てみますと、最初に、意思の表明についてです。これは国のＱ＆Ａによりますと、１ページの２番、一番下になりますが、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えることを示すとされております。具体的な場面で配慮を必要とすることを伝えることが必要だと規定されています。

そしてＱ２ですが、こちらでは、なぜ意思の表明があった場合に限定しているかという問いになります。社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合における個別の対応として求められるものであり、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なためとされています。具体的には、見た目で障がい者であるか分からない場合は、意思の表明がなければ配慮ができないということ。また、求める配慮の内容は個人によって異なるため、意思の表明によりどのような配慮が必要か周囲に伝えてもらう必要があるということでございます。先ほどご説明しました特定の場合に必要とされるの意味が、個人の個別具体的なニーズに取り組むものであり、個々人で異なるものと説明させていただきましたが、配慮が必要か、具体的な求めがあればその内容が分からないということから、ここはつながりがある部分だと考えております。

それからＱ３です。意思の表明についてですが、表明は障がい者本人に限られるかという問いについては、家族等が意思表明する場合も含まれるとなっております。

次に、３のその実施に伴う負担が過重でないという部分についてですが、その判断に当たっては事業等の規模やその規模から見た負担の程度、財政状況、業務遂行に及ぼす影響などを考慮し判断することとされており、一律に同じ対応を求めるものではないとされております。

少し飛びまして資料９をご覧ください。資料９は平成 25 年度に改正となった障害者雇用促進法の新旧対照表です。１枚めくっていただきまして、下のほうにページ番号４と書いてあるところになります。上段が新たに規定された部分ということになりますが、そこの第 36 条の２と第 36 条の３を見ていただきたいのですが、読み上げます。第 36 条の２、事業主は労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により

当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでないと規定されており、雇用分野における募集と採用については事業者の合理的配慮の提供が法的義務とされております。続きまして第 36 条の３。事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置、その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときはこの限りではないと規定されておりまして、採用後の処遇につきましても合理的配慮の提供が法的義務とされているところです。この資料の 12 ページ以降につきましては、合理的配慮の具体例が障がい別に示してある資料となっておりますので、あとでご覧いただければと思います。

資料８に戻りまして、４ページをご覧ください。今ほど説明しました改正障害者雇用促進法につきましては、雇用分野で合理的配慮が法的義務とされ、これは平成 28 年４月の施行になりますが、その改正法に基づく研究会の報告書がありました。それが６月に出ているのですが、過重な負担に関する判断要素がより具体的に記載されてありますので、ご紹介させていただきたいと思います。

失礼しました、３ページになります。アからカまで書いてありますが、六つの要素として、事業活動への影響の程度、イとして実現困難度、ウとして費用・負担の程度、エとして企業の規模、オとして企業の財務状況、カとして公的支援の有無。これらを総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断することを指針に記載することが適当であると報告書では書いてあります。

その資料の４ページ、４の合理的配慮の不提供の具体的事例ということで、これは国のパンフレットから取ってきましたが、具体例として七つ記載してあります。こういうことが合理的配慮の不提供だという事例でございます。

そして５番、環境の整備と合理的配慮についてですが、まず、障害者差別解消法の第５条に、ここにありますように行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとあります。この第５条の趣旨については、その下ですが、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化等）については、個別具体的場面で行われる合理的配慮とは区別し、障害を理由とする差別の解消に向けた環境の整備として位置付け、バリアフリー化等によりその推進を図ることとされ

ております。また、環境整備と合理的配慮の関係については、第５条はバリアフリー法に基づく公共交通施設や建物等のハード面のバリアフリー化と、不特定の障がい者を対象として事前的改善措置について規定したものであり、第７条、第８条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の実施に向けた環境の整備として位置付けられております。

５ページの表になりますが、事前的改善措置の対象は不特定多数、合理的配慮は個人の具体的な場面を対象としています。意思表示につきましても、事前的改善措置は事前のものということで、意思表示の必要なしとなっておりますし、合理的配慮は意思表示に基づき対応していくという、事後ということになっております。

最後、６になりますが、これらの国の合理的配慮と新潟市の合理的配慮の考え方ですが、基本的には差別解消法の合理的配慮と同じと考えておりますが、できるだけ分かりやすい条文をというご意見を踏まえ、国と少し表現は変えてあるというところでございます。

（長澤座長）

ご丁寧な説明、ありがとうございました。今の説明について、何かお聞きになりたいことはありませんか。

なお、合理的配慮の民間事業者の義務化については、最後のほうで特に議論いただきたい事項のところで議論いたしますので、それ以外の今の説明内容についてのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（遁所委員）

遁所と申します。

合理的配慮についての具体的なところで、車いすの方が乗り物に乗るときに職員が手助けをするというところで、学校支援課も指導主事の方にも少し質問したいのですけれども、新潟巡回の事業が特別支援学級であると。新潟交通などの公共交通機関では、乗り物に乗ることが低床バスでないと難しいと。学校が用意したバスに車いすのお子さんがいらっしゃって乗れないということになった場合、教職員の方は手助けをしなければならないと指導主事はお考えになりますでしょうか。

（事務局）

学校支援課の中川と申します。

今ほどの質問についてでございますが、校外学習等、あくまでも授業を一環としてそういう活動に取り組む場合は、もちろん教職員のほうで対処なり支援をしていくという考えでございます。

（遁所委員）

ありがとうございます。なぜこのような質問をしたかというと、今、公的機関の義務規定のところでの合理的配慮というお話で小野課長からご説明いただいたのですが、やはり、この条例が施行されていない現在、公的機関でさえそのような中川さんのご見解のところが行われていない実態が起こっておりまして、委託相談事業所等の相談事業所に、このような療育、教育のご相談も多数ございます。ですから、公的機関の義務は、ぜひ、必要ではないかと思いましてご質問させていただきました。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

学校教育に関して、難聴児、耳の不自由な生徒に、合理的配慮というこの条例を作った場合、今、ボランティア的に学校に入ってノートテイクとかやっているわけですけれども、そういう耳の不自由な生徒にこういうものが、公的なという、今の遁所委員からの話からすると義務教育に関してちょっとどうなのかなというところを疑問に思っているのですけれども、中川さん、長年ノートテイクでお世話になっていたものですけれども、その辺り。

（事務局）

学校によってはノートテイク、あるいは要約筆記ですとか、場合によってはＦＭ補聴器といったところ、個別の事例に基づいて配置している学校は今でもございます。条例の制定に伴って、今やっていることも含めてより充実して取り組んでいくということになるかと思います。

（伊東委員）

伊東です。

合理的配慮を人の求めに応じてというように明らかにしたことは、障がい者の主体性を重んじるということでいいのかなと思うのですけれども、障がい者の中には目が見えないとか耳が聞こえないとか重複した障がいのある方がいらっしゃいます。そうした方はなかなか求めることが難しいですよね。コミュニケーション手段に大きな壁があります。また、耳の聞こえない方の中で、標準手話ができず、また日本語の理解も困難であるという方もいらっしゃいます。そうした方のことも考えて事前的改善措置を、きちんとそういった声を上げられる環境を整えたうえで合理的配慮をするということを考えていただきたいと思います。

（長澤座長）

ご意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。

（竹田委員）

竹田です。

今の伊東委員の発言に賛成です。合理的配慮の内容で、たたき台のほうでは障がいのある

人からの「求めがあるときは」という文言になっています。これは障害者基本法に載せられている文言とは少し違っていて、障害者基本法ではそれを必要としている障がいのある人が「現に存しているときは」という形で、求めがあるかないかを分けているのです。今、伊東委員からも言われましたように、現に状況や表情や身振りやサインなどで示すことができる方がいらっしゃったり、求めがあるかどうかが読み取れないというようなコミュニケーション障がいがあったりします。ですので、そこのところはそれを必要としている障がいのある人が「現に存しているときは」という形で、ぜひ、変えていただきたいと思います。

（長澤座長）

おそらく、今日、弁護士会から提出されたことにも関係していますので、このことについては後でまた議論できるかと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

②　相談機関・調整委員会・条例推進会議

（長澤座長）

では、次に、全て関係したものですので、説明を続けていただきたいと思います。相談機関調整委員会、条例推進会議に移りたいと思います。最初に、事務局より説明いただきます。事務局お願いします。

（事務局）

資料がたくさんあって行ったり来たりして説明が長くなって大変恐縮なのですが、第 11 回にお配りしましたＡ３判横の資料３、それから前回お配りした資料３、４、５、６、それから本日の資料 10、11 を使ってご説明させていただきます。まず、資料４をご覧ください。相談機関調整委員会、条例推進委員会（10 条から 18 条関連）となっているものでございます。これはＡ３判横の資料の 10 条から 18 条を１枚にまとめたものでございます。Ａ３判横の資料３と併せてご覧いただきたいと思います。まず、Ａ３判横の資料３の 11 ページの第 11 条になります。第 11 条では障がいのある人、その保護者または関係者は相談機関に相談することができると規定しております。関係者には保護者以外の家族、支援者、それから事業者や差別を行ったとされた方を含んだ広い範囲で関係者というものを含みたいと考えております。前回のお話にもありましたが、事業者等への支援策として合理的配慮についても相談ができるような相談機関ということもありましたので、関係者という部分を少し広く解釈したいと考えております。

中間とりまとめでは、差別を行ったとされた側が相談機関に相談するということを想定しておりませんでした。しかし、前回の検討会でもご意見がありましたことから、資料４の右

上の、関係者からも相談機関への相談ができるという矢印、①の相談を追加しているところでございます。相談機関といたしましては、障がい福祉課内に配置する専門指導員と、市内４か所に基幹相談支援センターを設置いたしますが、その基幹相談支援センターを相談機関として想定しております。その相談機関の所掌事務といたしましては、この資料では（１）から（５）まで相談機関の枠組みの中に書いてございますが、差別的対応を受けた人の相談受け付けとなっておりますが、前回の議論を受けてここはもう少し広く、だれでも、差別全般に関しての相談ができるような内容に変えて、後日、またお示ししたいと思います。（２）として関係者への必要な説明及び関係者間の調整、それから関係行政機関または利用できる制度の紹介、関係行政機関への相談にかかる事実の通告。例えば、必要に応じ、労働基準監督署や児童相談所などへ通告できるという形で考えております。また、第 11 条では相談できる人を限定的に、今、資料３ではなっておりますが、これらについても少しまた変えた形でお示しできればと考えております。相談機関は、必要な場合は差別を受けた方と行ったとされる方の双方に入って資料４の②の調整を図りますが、それでも調整ができなかった場合、障がいのある人、その保護者または関係者は市長に対し③の助言、あっせんの申し立てを行うことができるとされています。条文では第 12 条、Ａ３判の 12 ページになります。

相談と同様、③の助言・あっせんの申し立てについても、差別を行ったとされる側から申し立てができるようにしております。助言・あっせんの申し立てがあった場合、市長は相談機関と連携のもと④の事実調査を行います。これが条文で言いますと第 13 条の部分に規定がございます。事実調査の結果、必要があると認める場合には市長は調整委員会に⑤の助言・あっせんの審議を求めます。第 14 条第１項、Ａ３判の 13 ページになりますが、この調整委員会が中間とりまとめのときの紛争解決機関に当たります。Ａ３判横の資料３の 13 ページの第 18 条をご覧ください。ここの事務局案では名称を新潟市障がいのある人の相談に関する調整委員会という名称にしてございます。調整委員会は市の附属機関としての設置を考えております。

資料４に戻りまして、⑥調査の部分ですが、助言・あっせんの審議を求められた調整委員会は、⑥調査を行い、助言・あっせんの主張があると認めるときは市長に⑦助言・あっせんの進言を行います。第 14 条の第２項、第３項の部分になります。市長は助言・あっせんの進言を受け、障がいのある人、事業者、関係者に対し、⑧助言・あっせんを行います。これが第 14 条の第３項です。他都市の場合、前回もご説明させていただきましたが、助言・あっせんは紛争解決機関が行っているところが多く見えますが、新潟市の場合、当事者に大きな影響を与える助言・あっせんは市が責任を持って行うべきという考えのもと、市長が行うこととしています。一方で、助言・あっせんの対象となりうる、市が助言・あっせんを行う

ことをどう考えるかという部分について、ご意見をいただきたいと考えております。

差別と認められる事案で助言・あっせんに従わない場合、市長は⑨の勧告を行い、それにも従わない場合は意見陳述を経て事実の公表を行うものとしております。条文では第 15 条、第 16 条、第 17 条の部分になります。

なお、前々回の検討委員会で竹田委員から、第 15 条に差別をしたと認められるものと突然出てくるのが不自然ではないかという、どこが事実認定をするのかというご意見をいただきましたが、差別をしたと認められるものということ、竹田委員のご意見につきましては勧告の前の助言・あっせんは差別と認められない事案もその対象になるものと考えており、勧告・公表は差別をしたと認められるものを対象に行われるという考えから、こういう書きぶりになっております。

資料５を見ていただきたいのですが、助言・あっせん、勧告・公表の対象という表です。事業者、個人それぞれがどのような場面で助言・あっせん、勧告・公表の対象となるかをまとめた表になります。すみません、ここで１か所訂正をお願いしたいと思います。一番右の列の下から二つ目、事業者の部分の差別と認められる事案の合理的配慮の不提供の禁止の部分の勧告・公表の部分になりますが、ばつとなっておりますが、これを丸に訂正していただきたいと思います。前回、角家委員からのご説明もいただきましたが、勧告・公表の対象につきましては努力義務であっても対象となるということでございますので、ここの修正をお願いいたします。また後ほど資料 10 で説明いたしますが、合理的配慮に関する事案について、助言・あっせんの申し立ての対象から合理的配慮に関する事案をのぞいている自治体がいくつかあります。これはまたあとでご説明させていただきます。また、個人に対する合理的配慮についてですが、たたき案の中では個人について、合理的配慮については何も規定しておりません。考え方といたしましては、差別解消法と同様、市民個人に関しては周知啓発により対応することとし、規定を設けていませんが、資料 11 をご覧ください。

資料が飛び飛びで申し訳ございません。資料 11 は合理的配慮の対象比較表です。これはすでに制定している自治体の合理的配慮の範囲をだれとしているかという部分をまとめたものでございます。新潟市の部分についてはたたき案の段階とご理解ください。これを見ますと、網掛けにしていない部分につきましては、合理的配慮について民間事業者に法的義務を課しているところの多くの自治体が、何人もという表現になっておりまして、何人といったときには、市と事業者と市民個人も含まれて法的義務となっているということでございます。また、網掛けのところは事業者と市だけとして市民、すみません、八王子市は入っていますね。これを見ていただきますと、市民個人に対して課しているところと課していないところがあることがご理解いただけると思います。

このような状況を踏まえまして、新潟市の今の案では市と事業者に努力義務という議論をしていますが、市民個人を含めるかどうかというところもまた皆様からご意見をいただきたいと思います。

なお、内閣府の方から情報をいただいたのですけれども、国の法律ではあくまでも対象を国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の人が個人的な関係で障がいのある人と接する場合や個人の思想、言論といったものは対象にしないと。個人については周知啓発で対応するという趣旨での法律となっているということでございました。

次に、竹田委員の事実認定をどこでするのか明確にすべきというご意見についてですが、当事者同士が話し合い、相互理解に基づき解決を図ることを基本とする条例ということから、善悪をはっきりさせるような事実認定の記載は今回設けていないということでございます。敢えて事実認定に関する規定を設けていないところですが、またそこもご意見をいただければと思います。

他の自治体の条文を見ましても、事実認定に関する規定を設けているところがないということもございます。これは他都市においても話し合いによる解決を目指すとともに強制的なイメージを与えないため設けていないと考えております。現実的には、公表の検討の段階で調整委員会が判断するということになりますが、公表に値する事例としましては、だれが見ても悪質と考えられる事例ではないかと考えております。

次に、資料 10 をご覧ください。これは助言・あっせんの申し立ての対象事案の比較表です。これも今のたたきの案でございます。新潟市は相談機関による調整が図れない場合というものを今の案では入れておりますが、網掛けになっている熊本県、京都府、鹿児島県では、申し立ての対象を不利益的取り扱いの事案に限定し、合理的配慮に関する事案は申し立ての対象から除外しております。新潟市の場合は相談機関による調整が図れないという、先ほどもご説明しましたが、話し合いによる解決を目指すという方向性や他都市の状況を踏まえ、この部分についてもこの表現でいいかどうか、合理的配慮の対象とすることでよいかどうかという部分もご議論いただければと思っております。

最後に、Ａ３判横の資料３の 10 ページ、第 10 条をご覧ください。こちらは中間とりまとめの差別解消推進委員会に当たるもので事務局案ですが、名称を障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例推進会議としております。先ほどご説明いたしました調整委員会と同様、市の附属機関としての設置を考えております。所掌事務としましては、記載の三つのものを想定しておりましたが、先日、附属機関を所管する課にいろいろ相談したところ、地方自治法上、附属機関は執行機関になれないというご指摘を受けました。具体的には、附属機関はあくまでも協議、審議、提案、提言などを行う機関で、第２号の情報の発信や第３

号の周知啓発、研修を行い人材育成に努めるなどの具体的な取り組みを行う主体には法律上なれないということでございます。そのため、情報発信や啓発などに取り組む機関としては、現在、相談機関のほうでできないかということで、少し検討しておりおます。この部分もまた後日修正した形でお示ししたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より相談から公表までの手順と相談機関・調整委員会・条例推進会議の事務について説明がありました。皆さんには当日の検討会で議論いただきたいポイントというところを見ていただきます。議事の（２）条例（たたき案）について、丸が三つありまして、特にご議論いただきたい事項ということで、１から７まで書かれております。これは一つ一つご意見、ご質問をいただきたいと思います。意思決定としては６の民間事業者に対する合理的配慮を法的義務・努力義務規定のどちらとするかということが最大のポイントかと思います。

≪特にご議論いただきたい事項１≫

相談機関・調整委員会・条例推進会議の所掌事務に追加すべきものはないか？

（長澤座長）

資料６をご覧いただきながら、相談機関・調整委員会・条例推進会議の所掌事務に追加すべきものはないかについて、いかがでしょうか。

（桝屋委員）

桝屋です。

相談機関の主な業務で、差別的対応を受けた方の相談受け付けとあるのですけれども、これを担当する指導員と相談員の知識では対処しきれない場合についてなのですが、私からの意見なのですが、スーパーバイザーとして障がい者団体もしくは家族会の方にご参加いただけないかと思います。そうすれば問題解決に関しても相談を受けたことに対する問題の解決についても速やかな事案の解決が図れるのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。当事者団体等にも入っていただくことが考えられないかというご意見でした。

ちなみに、こういうことはどうなのでしょうか、可能なのでしょうか。

（事務局）

今日いただいたご意見を踏まえてまた検討させていただきたいと思います。

（長澤座長）

では、ご検討をよろしくお願いいたします。

（竹田委員）

相談機関の構成員の案のところに指導員、障がい福祉課１名、相談員 20 名程度と書いてあるのですけれども、これは機関相談支援センター、今現在、基幹型の相談支援センターが４か所で各４名ずつ、１か所は３名で１名欠になっておりますけれども、そうすると、来年４月時点で基幹相談センターは 16 名の相談員がいることになるのですけれども、これにプラスして４名というとらえ方をしてよろしいのですか。

（事務局）

予算要求事項なので何とも言えないのですが、一応、増員の要求をお願いしているところです。

（竹田委員）

分かりました。

（遁所委員）

続けてすみません。今、私たち条例部会で審議している内容で、今、多分、スケジュール的にはプラン２で進まれていくかと思います。そうすると、総合といいますか、調整分の配置というのは 10 月 1 日くらいになるのでしょうか。また、実際には基幹型相談支援センターの様子などを報告を受けたりしながら、客観的にといいますか、けっこう多忙で、これからどのように事業を積み重ねていくかというところは、障がい福祉課の皆様と協議をしていいものに作り上げていくのだと思います。それプラスここの業務を動かしていくということで、例えば、20 名の内、実際に調整委員として動くのは増員の１名になりますでしょうか。

（事務局）

予算要求している中で、何とも言えないのですが、増員を図りつつ、できれば全員が相談に乗れるような形がとれればと考えています。

（遁所委員）

最初の話で、開始は４月１日で増員が４月ではなく 10 月。

（事務局）

研修期間等も必要だと思いますので、これも予算要求事項で何とも言えないのですけれども、施行前には。できれば来年当初からということを我々は希望して要求はしているところです。

（遁所委員）

ありがとうございました。

（白柏委員）

白柏です。

相談というのはとても大事なことだと思うのですけれども、実際に相談の人が現れたときには１対１で相談するのでしょうか。20 人相談員がいて、一つの問題に対して相談員がどれくらいの割合でつくのかとか、そういうイメージはありますか。１対１だと相談員の方の思想というか考えのようなものと相談者と１対１でやると少し違った方向性のこともあるけれども、一つの事例に対して複数の相談員がいたほうがまともな方向に行けるのではないかという気はします。

（事務局）

千葉などの事例、私は１対１でやっているか複数でやっているかは把握していなかったので、千葉などの事例も考えながらどういう対応をしていくかという検討をしたいと思います。なお、基幹相談支援センター、今ほどありましたけれども、４か所。20 人を想定するとしたら１か所５人の相談員がいいことになります。実際に困難なケースがあればその中でまたご相談いただくということもあろうかと思いますが、対応のしかたについてはまた少し検討したいと思います。今のご意見も踏まえながら検討したいと思います。

（長谷川（美）委員）

教えていただきたいのですけれども、80 万人都市である中で４か所ということが、他都市の場合、同規模の都市の場合はどれくらいなのかということを教えていただけると、これだけではなかなか判断しづらいと思いますので、教えてください。

（事務局）

今計算しますので、千葉の人数があって人口割りにするとどれくらいということを計算して、また出た時点でご回答させていただいてよろしいですか。

（長澤座長）

はい。

（竹田委員）

この段階で質問するのは私もちゅうちょしながらお聞きするのですけれども、今、基幹相談センターの業務についてはいろいろワーキングで議論している最中で、その中の一つの大きな柱に権利擁護、虐待対応に関しての対応という柱があるのです。そういう点でいうと、虐待防止センターが各市町村に必置で義務付けられていて、今現在は障がい福祉課本庁に看板をかけていただいているという状況ですよね。

（事務局）

プラス区役所です。

（竹田委員）

それから各区役所ですね。各区役所障がい福祉係ということですけれども、当然、基幹相談センターにもそういう業務が被ってくるのです。さいたま市などの場合は、相談の中で虐待の相談なのか差別的対応を受けた相談なのかという形で相談窓口が一体化しているので、フォームというか様式で、差別か、虐待かという形でのすみ分けをチェックシートでまずして、そこからより詳しく聞いていくという形の受け付け方をしています。要するに差別も虐待も一つの窓口の中でワンストップ的にできるような形の工夫がしてあるのです。ここでイメージされているのは、虐待の相談も基幹相談センターでやることも、今の段階では８区の障がい福祉係と本課９か所ですけれども、プラスここに含まれるということも想定していらっしゃいますか。

（事務局）

ワーキングをやられているのは承知しておりまして、それを受けてということになりますが、おっしゃるようにワンストップで基幹相談で全て相談に乗れればと考えています。

（長澤座長）

先ほどのものはいかがですか。もう少しかかりますか。

（事務局）

千葉を例にとりますと、622 万人の人口に 16 人配置しておりまして、割り返すと 38 万人に一人ということになります。新潟市に置き換えると、80 万人ですので約二人という計算になろうかと思います。

（長澤座長）

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

また関連事項が続いていきますので、よろしくお願いいたします。

≪特にご議論いただきたい事項２≫

差別を行ったとされる側が、①相談・③助言・あっせんの申立てをすることができることについて、どのように考えるか。

（長澤座長）

議論いただきたい事項の２、差別を行ったとされる側が相談・助言・あっせんの申し立てをすることができるということについてどう考えるかということですが、いかがでしょうか。前回、民間事業者の方に、配慮とは言わないのですけれども、ご懸念されていることに対しての対応ということで、このようになったわけです。差別を行ったとされる側が相談・助言・あっせんの申し立てをすることができるかということです。前回の流れからいうと、こ

ういうことは必要ということになろうかと思いますが、どうでしょうか。

特にご異議なければ、このように行ったとされる側もそうではないのだという相談等ができるようにするということにしていきたいと思います。

≪特にご議論いただきたい事項３≫

⑧助言・あっせんの対象になる可能性がある市（市長）が⑧助言・あっせんを行ってよいか？中立性が保てるか？調整委員会が助言・あっせんを行うべきか？

（長澤座長）

同じく、事項の３番、⑧助言・あっせんの対象になる可能性がある市（市長）が助言・あっせんを行ってよいか。中立性が保てるか。調整委員会が助言・あっせんを行うべきか。資料３に基づいてご検討ください。いかがでしょうか。

（角家委員）

角家です。私は調整委員会が行うべきという意見を申し上げます。やはり調整委員会が助言・あっせんの進言をするといっても、最後は市長の判断にゆだねられているということになればそこは疑義がでてくると思いますので、調整委員会がすべきという意見です。

（長澤座長）

ありがとうございます。市長ではなく調整委員会がすべきであるという意見でした。

ほかにいかがでしょうか。

（桝屋委員）

桝屋です。私も角家委員と同じで、この場合、市が対象であれば調整委員会、第三者が諮るという助言・あっせんを行うべきだと思います。

（熊倉委員）

調整委員会自体は市長の附属機関なのでしょうか。そういうことも含めて、市の行政は大変大きいものですから、市長が市長に助言したりあっせんしたりということは当然できるという前提で、素直に考えていってもいいのかなと。どうでしょうか。調整委員会にすることも、少し同じようなことがありますし、理事会において利害関係のある事案に対して理事長が外れてというのはよくある話なのですけれども、どうなのでしょうか。

（長澤座長）

違いというのですか、市長になった場合と調整委員会になった場合の、実際には市長ご自身が判断するというのではなくて調整委員会だと思うのですが、その違いはどんなものでしょうか。

（事務局）

私どもとしては、市自体が助言・あっせんの対象となりえるということから、やはりできなくはないのだと思うのですけれども、正確に確認していなかったのですが、市から市への助言というものができるとしても、いいものかどうかということを含めて、皆様からご議論いただきたいという趣旨でございます。ただ、そうは言いながら、なぜ案としては市としたかというと、助言・あっせんの重さを考慮し、第三者委員会ではなく市長名の助言・あっせんがいいのではないかということで、事務局案では市長がということになっているということでございます。

（竹田委員）

竹田です。

少し分からなくなったので教えていただきたいと思うのですけれども、いわゆる利益相反をどう考えるかということですよね。調整委員会は市長の諮問に応じ障がいなどを理由とした差別にかかわる事項の調査審議を行う、調査結果に基づき市長に対して助言またはあっせんの進言を行うという形になるわけですよね。もし、調整委員会が行うということになると、２番目の調整結果に基づき市長に対して助言・あっせんの進言を行うということですよね。しかし、市長の諮問でそれは行うわけですよね。その辺の利益相反関係を廃するような工夫をほかの自治体はどういう感じでやっているのでしょうか。その辺を教えていただきたいのですけれども。

（事務局）

前回資料の３を見ていただきたいのですが、助言・あっせんするのが知事または市長というところがいくつかありますので、すみません、今日、お答えできないので、その辺の考え方がどうなっているかというのを他都市に確認して、次回以降またご説明させていただきます。もし委員の方で分かる方がいればご説明いただけると一番いいかなと思います。

（長澤座長）

今の件で、もし詳しく説明いただける方がございましたら、どうでしょうか。

なければ、次回にこの辺のところを明確にお示しいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

≪特にご議論いただきたい事項４≫

他都市の場合、助言・あっせんの申立ての対象を①差別事案としている自治体が７、②不利益的取扱い事案（合理的配慮に関する事案は除く）に限定している自治体が３となっている。合理的配慮については、話し合いにより解決を図ることとし、申立ての対象から

除くことが考えられるが、どのように考えるか。

（長澤座長）

では、４番に移らせていただきます。ほかの都市の場合に助言・あっせんの申し立ての対象を差別事案としている自治体が７、不利益的取扱事案に限定している自治体が３となっております。合理的配慮については話し合いにより解決を図ることとし、申し立ての対象から除くことが考えられますが、皆さん、どのように考えられますか。資料 10 を参考にしながらご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（竹田委員）

質問になりますが、新潟市が相談機関による調整が図られない場合という形でたたき台でやっているということは、これは分けていないということですよね。私はそういうことであるとすれば、新潟市の今のたたき案のとおり、両方に対してきちんと行えるようにしたほうがいいと思います。

（長澤座長）

事務局案のように相談機関による調整が図られない場合ということで、賛成ということですね。ありがとうございました。

特にご異議がないと判断いたしまして、事務局案どおりで行きたいと思います。

≪特にご議論いただきたい事項５≫

公表について条例に盛込むべきか？

（長澤座長）

次です。今までの１から４までの結果を踏まえ、３についてはまだはっきりしないところもあるのですが、判断には左右されないと思いますので、５番目に移ります。公表について条例に盛り込むべきか否かということですが、どのようにお考えになりますでしょうか。

確認なのですけれども、今の案では盛り込むということですね。

（事務局）

はい。

（竹田委員）

非常に細かく、公表というところに至るまでの過程を示していただいたのですが、公表まで至るというのはよほどはっきりと、だれが見てもあまりにもひどい差別、あるいはあまりにもひどい不利益取扱、合理的配慮のない事案しか上がってこない仕組みになっていると思うのです。ということでいうと、私はこのたたき台どおりこの中に含めていいと思います。

（遁所委員）

質問なのですけれども、公表ということで、新潟市以外にいろいろ伺っておりますが、すでに施行されている都道府県あるいは市で公表まで至った実例は何件かございますでしょうか。

（事務局）

公表まで至った事例はどこのところもございません。

（遁所委員）

ありがとうございます。

（長澤座長）

ほかにいかがでしょうか。

では、事務局案どおりに公表するということを盛り込むとしたいと思います。

≪特にご議論いただきたい事項６≫

民間事業者に対する合理的配慮を法的義務・努力義務規定のどちらとするか？

（長澤座長）

一番大きな事項ですけれども、６、民間事業者に対する合理的配慮を法的義務、努力義務規定のどちらかとするかということについてです。前回、経営者協会の佐藤（佐）委員からも事業所側で懸念されるようなことをたくさん述べていただきました。もっともなご意見だったかと思います。それに対して、法的義務になった場合でも事業者側が困るような事態、今、ご懸念されているような事態にならないのだということを明確にする意味で、今回、事務局からいろいろな意見、修正点を出していただいたかと思います。例えば、２の差別を行ったとされる側が相談や申し立てができるとかというようなことを出していただいたかと思いますし、参考資料３につきましては、たしか私だったと思いますけれども、シミュレーションということで、実際に現実的にこういうことが起こったらどうなのかということを想定して、事業者の皆様の不安に少しでも応えるということを提案したことに対して、事務局からこのように準備していただいたのですが、若干説明がもし必要であればお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

（事務局）

参考資料３についてですか。はい。

参考資料３は千葉県の専門員が報告書の抜粋でホームページから取ったものです。これは各分野における相談事例、どんな相談があって、それに対して対応と結果がどうであったかというものを記載したものになります。

一つ目ですと、（１）としまして福祉サービス分野で事業所の職員の言動に傷ついたとい

う事例でございます。これについては対応と結果の部分、１から３までございますが、ノートを使うことで解決したという、終結ということになっておりますが、このような形での相談の対応というのが考えられるのではないかというイメージとして、千葉県の事例をつけさせていただいたということでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。９月、10 月と法的義務にするか努力義務規定にするかということで、おおむね委員の皆様は法的義務にすべきだということで、ほぼ意見が固まっておりました。しかし、民間事業者の方からすれば相当な負担あるいは不利益になるのではないかという懸念があり、それについて、10 月、今回と丁寧にご対応いただいた次第です。ですから、今回はどちらかにするか改めて皆さんの意思を確認して、最終決定をしたいと考えております。今までのご意見と全く同じ、あるいは違っていてもかまいませんので、改めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。民間事業者が合理的配慮をすることを法的義務にするのか努力義務規定にするかというどちらかの意思表示です。お願いいたします。

（長谷川（イ）委員）

千葉県の事例を読ませていただいて、こういう解決方法であれば努力義務でもいいのではないかと思いました。

（長澤座長）

民間事業者は努力義務で、法的義務ではなく。はい。

（竹田委員）

弁護士会の意見書を読ませていただいて、私はこの検討会で議論してきたことはここに尽きるかなと思った文章があったのです。４ページ目のちょうど真ん中になります。（４）の建設的対話のためにという文章の二つ目のセンテンスのところなのですけれども、合理的配慮を法的義務とすることは、両者の対立を生むものではなく、むしろ建設的対話を開始するスタートラインに着くために必要なことであると考えられます。相互理解を社会に浸透させ、真に差別を解消していくための方策として合理的配慮を法的義務にすることが必要です。まさに誤解と偏見と障がい特性に対する無理解ということがあります。その中でいろいろな差別的な事案が発生しているということからすると、とにかく話し合いを行うということが何よりも必要だと思います。これが努力義務になると、いや、努力義務だから話し合いに応じなくてもいいということになってしまう。そこが一番解決の道のりを遠くするというように私は思います。したがって、ここはやはり、４ページ目の真ん中のこの文章のために法的義務にしてほしいというのが私の意見です。

（長澤座長）

ありがとうございました。今回、この条例を作るに当たっても、話し合いというのを大事にする一つの理念として確認したかと思います。

（長谷川（美）委員）

少し話が違うものになるかもしれないのですけれども、数年前、あるホテルがバリアフリールームを物置にして使用しているということで世間を騒がせたことがあるかと思います。そこのホテルは社会的な制裁もたくさん受けましたけれども、その後どうなったかというと、バリアフリールームを見直し、よりよいものにし直したということと、障がい者雇用を促進して精神障がいの方をたくさん雇用して、今、このようなことをしていますということをしております。新潟にもそのチェーンホテルはあるわけですけれども、そこの方も胸を張ってそういう方々と仕事をして、同じ雇用者として働いていたときに、彼らに見習うこともたくさんあったという話をしていました。そういったことをイメージしたときに、法的な形にしておくことでより厳粛に受け止められたり、それからまた相談機関が充実していることもあって、自分たちが考えが至らなかったり理解がなかったがためにした過ちというか思い違いのようなことが正されて、企業としてもよりよくなるきっかけになる可能性があると思っております。

（遁所委員）

続けて発言させていただきます。今、長谷川委員から述べていただいたホテルに毎年泊まって、おかげさまで仙台等被災地支援のときにはそのホテルから出発して、非常に快適な一泊コースを私どもはやっております。

それはともかく、先ほどの小野課長からの参考資料の雇用のところでの障がい者雇用に対する配慮については法的義務なのだという話で、佐藤（佐）委員はご欠席ですが、やはり金銭的なところで事業主の方が不安になっているという話が、多分大きな、今回の法的義務なのか努力義務なのかというところだと思ったのですが、雇用のところでは法律がありまして、障がいを持った人を雇用すればそれに対する助成金がつき、具体的には、私のような車いす利用者が雇用された場合はバリアフリーに対する建築の助成金、さらには障がい者に対する職場介助の補助金とかそういうものがつき、そのようなことで県の第三セクターの事業所は多くの障がいを持った人を雇用されています。そのようなことから、竹田委員がご指摘した対立ではなく建設的な話し合いというのは、私もこれくらいの年を取って、大いに実感している次第です。対立では何も生まれないと。やはり建設的な話し合い、特にコミュニケーションが途切れないというところがお互いの理解を生むのだということは、実は、障がい受容でもそうであると。例えば、障がいのある人が、どうせあなた方は私たち障がいのことなん

か分からないと言った時点で、これは理解が終わってしまうのです。障がいのある私たちもそのような態度をとることなく真摯に向き合い、例えば助けてくれる人、一緒に歩いてくれる人とコミュニケーションをとることで、実は障がいのある人が心のバリアを持っていたのがとれるという、第５のバリアフリーも必要なのだというところも感じている次第です。ですから、実に弁護士の書かれたこの建設的な話し合いのための法的義務というものに大変感銘を受けて、こういうことを踏まえれば、やはり法的義務にしていただきたいと思います。その代わり、行政の皆さんも、条例を施行されたときはなぜ法的義務なのかを丁寧に市民の皆さんに説明していただければと思います。よろしくお願いします。

（桝屋委員）

桝屋です。

まず、結果から申し上げますと、私も法的義務に賛成です。なぜかといいますと、私がすきな言葉ですけれども、ピンチはチャンスだという言葉が私の座右の銘なのですけれども、実際、そのとおりでして、障がい受容がなかなかできなくて、遁所委員もおっしゃいましたけれども、どうせこの障がいは理解されないのだからと言ってこちらから歩み寄ることもできなかった、あるいは、健常者の方からこれはこういうやつなのだ、では障がい者はかかわらないほうが身のためだというところが、今までも往々にして、恥じるところなのですけれども、それを障がいを受容して話し合いで健常者の方とかかわってからは、健常者の方も、ああ、そうなのだなと。実は、拒む必要は何もなかったのだと。むしろかかるコストはほんのわずかで、それにさえ配慮すれば、期待以上の働きをしてくれることも可能性としては秘めている障がい者もたくさんいるのだなということも、今、働いている事業者の方からもご理解いただいた事例もありますし、そういう当事者の方も多々いると思います。なので、障がい者の方も働ければ人生に対する弾みもつきますし、社会に対して貢献できるという点で、とても大きいのではないかと思います。それで、事業者の方も雇ってよかったと、使ってよかったと思っていただけるのが一番の幸せではないかと思います。なので、そのための話し合いの前提、スタートラインとして、やはり法的義務は欠かせないのではないかと思います。

（松永委員）

松永です。

私も法的義務であってほしいと思っています。先ほど皆さんがおっしゃいましたように、私も中途失明という立場で、いろいろなところで話をするときにいかに社会が障がいがあっても受け入れるか、それが失明したことを受け入れて社会参加、障がいの受容ですか、そうしたときに社会がいかに障がいがあっても確実に社会参加できるという状況を作って行くにはきちんと配慮されているということが、当事者が受け入れることが一番大事なことだと思

っています。そういう意味で、当初はいろいろあるかもしれませんけれども、きちんと一つ一つ説明し、行政からも説明でしょうし、我々当事者も社会に対して障がいがあっても可能性をきちんと訴えていくことによって市民の皆さんに理解していただく、それが大事なことだと思っています。スタートラインは確かにいざこざがあるかもしれないけれども、それを乗り越えることによって法的義務を伝えていくことになるかと思いますので、法的義務にしていただきたいと思います。

（熊倉委員）

私はどちらかというとブレーキのような発言をしてきたような気がするのですけれども、私たちの議論の中で過度な負担はしないということが案外明確にされてこなかったような印象があったものですから、敢えて私としては発言させていただいたという気持ちなのです。それで、私の意見は、先回の議事録があるのであれば、25 ページの真ん中にある川崎委員のご意見にほとんど全面的に賛同したいと思います。長い文章なのでざっと読みますと、7 行目くらいから始まるのですけれども、合理的配慮というのは何だろうということで、それは過度な負担を伴わないというのが合理的配慮なのだと。この前段のところをしっかりと共有しなければということを言っておられます。この大事なところを共有して、ここが一番大事なところだと。その仕掛けがない限り、いきなり法的義務というのはやはり乱暴だと思いますという発言をされました。あと、支援策が必要なものは無理なこと、それができなければ無理だというのが考え方の本筋だということも述べていらっしゃいます。いずれにしても、このところをどこかできちんと明確にしたうえで法的義務に賛成しますという趣旨のことを川崎委員はおっしゃっています。私も改めてこれを読み返してみて、そういうことによってこの検討会の方向づけをするのがいいのではないかと。事業者、経営者、あるいは民間の方というのは、障がい者を対岸にある人ではなくて、知的障がいのある人たちの親でもあって経営者をやっている人はたくさんいるものですから、その対立するような概念は全く関係ないと思います。お互いの立場、障がい者の方がどんな困難を持っているのかというのが分からないので、その辺が分かるようにするということが共に生きる新潟市づくり条例の一つのポイントだと思いまして、そういう意味で、共通の土俵に立てるものだと思っています。こういった考え方をきちんと明確にしておくというのは、川崎委員の趣旨を何らかの形で明確にしておくということで、法的義務というのが意見でございます。

（角家委員）

これまで弁護士会としてもいろいろ意見を申し上げてきたところですが、当会が法的義務とすべきという基本にあるのは、多くの人が障がいのある人の抱える生きづらさを理解するようになることを重視すべきだと。そして、何か問題があったとしてもそれは話し合いを通

じて理解し合えるような社会を作ることが大事です。紛争が起こったとしても話し合いでソフトな方法で解決していくべきだというのが基本の考え方です。決して法的義務とすることで何かを強要するとか社会的な制裁を加えるということを目的としてこの義務化を言っているわけではありません。何かあったときに紛争事案が発生したときにソフトな解決方法をとるには、まず、話し合いの席についていただくことが必要です。そのために義務として、まずはテーブルについてくださいと言いたいということです。公表に至るまでには、事務局で整理してくださった資料は明らかにしているとおり、丁寧な手続きがとられていますし、これまで公表に至った事例は他都市でもないということです。

今回お配りいただいた参考資料３、千葉県の例を見ていただいてもそれほど混乱せず、むしろ話し合いでいい解決がされている事例が多数紹介されています。その中にも、相談をされた方が当初は謝罪をさせたいとか訴えたいという相談の場合もあるけれども、それもよく聞いてみると調整をすることを求めていたという場合もあるということです。まずはそこにたどり着くには、本当の要求が何かを知るためにも話し合いが必要です。そのために法的義務とすることが必要だということを最後に申し上げます。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

先回、私は法的とは言わなかったのですけれども、自分の役目柄、法務局に入って、本当にお話をよく聞いて、とても怒ってくる方も相談される方もお話を聞いてあげるうちにいろいろな背景があって落ち着かれて、私たちが勧告するところまで行かないでにこやかな顔でお帰りになる相談者もいらっしゃるので、今日、弁護士会で示していただいた、先ほどからずっとお話が出ている両者が話し合いのスタートラインに立つという意味合いがあるならば、やはり法的なところで落ち着いていいのかなと。公表と同じく滅多にそこに行くまではないと思います。やはり、障がい者をしっかりと私たちが受け入れて、社会がしっかり理解できることをやっていくうえで法的というところが来るのであれば、私はそこへ賛成いたします。

（田中委員）

２点ございまして、今回の条例の枠組みの助言・あっせん、勧告・公表を対象に合理的配慮の不提供の禁止が努力義務であっても対象となるということであれば、それこそ建設的対話の枠組みのスタートラインにつくために努力義務でも足りるのではないかと私は考えています。敢えて法的義務にしなければならないという説明はあまり納得できないと思っております。また、努力義務と言ってもかなり事業者の方々に対する感銘力というのは大きいものがありますので、そう軽視すべきものではないのではないかと考えています。

ただし、本日の冒頭、小野課長から公的配慮についての対象範囲のご説明がありましたけ

れども、今回の条例のたたき案で環境整備の規定がないけれども、やはり環境整備の問題は合理的配慮から除くということが明確なのであれば、あまり事業者の方にとって、これを法的義務にしたからといって大きな負担にはならないのかなとも感じております。法律屋としての筋目の問題は先ほど発言させていただきましたけれども、もし、合理的配慮の対象が小野課長ご説明のように狭いのであれば、事業者の方のご意見をいただいたうえで法的義務というのも許されるのではないかと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

和田委員、もしよろしければご発言、もしコメントしにくいというのであれば無理強いはしませんが、いかがでしょうか。

（和田委員）

唯一民間企業ということで参加させていただいていますが、先ほど小野課長から、私もよく分からなかったのですけれども、合理的配慮というものを丁寧に説明していただいて、やっと少し分かったような気がしている状態です。こういう形で、あれかもしれませんが、今日参加されている皆さんは、その辺をある程度熟知されている方からすれば、ここの部分は法的義務だということなのだろうと思います。ここで言う民間事業者というのはいろいろな事業者がございます。私どもも民間事業者ですけれども、公共交通機関という立場で仕事をさせていただいているので、どちらかというと非常にターゲットに上げられやすい部分もあるのかなということもございます。民間事業者としても上場されている大企業からそうでもない企業までいろいろある中で、とらえ方が随分変わってきますし、ここで言う合理的配慮というのは少し抽象的な部分もかなりありますので、理解するには相当時間がかかるものだろうというところはあります。

私どもの事業、バス事業をさせてもらっていますと、国からのいろいろな法律の規制の中で営業させていただいていますので、その中で認められながらやらせていただいているということがあります。例えば、これは新潟市で事業をするときにはその対象になるけれども、同じ新潟県でも別の市で事業をしているところは対象にならないというところは、むしろ法律家の皆さん、新潟市の事業者だけがターゲットになるという法律的な解釈というか、平等性に欠くのかどうかということも含めて教えてもらえればいいのかなと。私個人はそれほど抵抗はないと思いますし、今のお話を聞く限りは、その話し合いの中で解決するのが前提だということでございますのでそうではないのですけれども、やはり、民間事業者というのはなかなかその辺の理解をするのが非常に厳しいですし、特に法律の規制の中でやっているところにさらに法的義務というものがどんどん加わっていくというのが昨今の状態です。そう

いう中で、なかなか、本当のところの理解を得るには、条例ができたからよろしくということではなかなか難しいのかなというのが事業者としての本音の部分でございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

大体出尽くしましたでしょうか。私も皆さんのご意見を伺いながら、あるいはこの条例をなぜ作ることになったかという原点に立ったときに、市民に対する強烈なメッセージだと思うのです。これによって生活がどう変わるというようなことはあまり考えにくいといいますか、特に合理的配慮を法的義務にしてもそれほど結果は変わらないだろうということもあって、そうなるとどちらでもいいのではないかということになるのですけれども、市民に対しての差別をしないという強烈なメッセージを発し、皆さんに関心を持ってじっくりこの意味を考えてもらうことを考えれば、やはり法的義務ということを入れて毅然とした態度だということを示す必要があるのではないかと思うのです。そのうえで、条文の中で話し合いを重んじているのであって、その両方を大事にしているということを明確に述べて、では話し合いはどういうことで保証されているのだということが解決の道筋というのでしょうか、非常に丁寧な話し合いが現実的に行われるのだということを説明すれば、多くの人は内容を理解していただければ納得するのではないかと考えます。そのためにも、これも皆さんからたくさん出ていましたけれども、周知徹底の期間を設けることと併せて丁寧な説明をするということ。特に一般の方あるいは事業者の方々にはこちらから出向くとか、あるいはＱ＆Ａというか相談の窓口を専用に設けて不安、疑問とかそういうことに丁寧に対応していくとか、そういうことを併せて入れて法的義務というようにしていくのが今回の条例の趣旨にあっているのではないかと思うのです。そのようなまとめにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。まだまだ議論する時間は残っていますので、いったんここで民間事業者に関しても法的義務とするという方向性を皆さんで確認したととらえたいと思います。ありがとうございました。

≪特にご議論いただきたい事項７≫

合理的配慮の不提供について、市や事業者を対象として規定しているが、市民も含めるべきか？

（長澤座長）

では、先に進ませていただきます。７、合理的配慮の不提供について、市や事業所を対象にしたことについて決断をしましたが、市民も含めるべきかということです。要するに個人を含めるべきかということなのですが、この点について、皆さんからご意見をいただきたい

と思います。判断の資料としては、資料 11 です。

（竹田委員）

この事務局から作っていただいた資料 11 を見ますと、法的義務にしている千葉県条例は何人もという形でかぶせております。そういう自治体がかなり多いのです。敢えて分けるというよりは、私はやはりここの他の自治体で書いてある何人もというほうが非常にすっきり来るなと思いました。千葉県条例が正に法的義務を課しているからこそ、先ほどの参考資料にあったような現実的な相談が出されているのだなと私は認識しているので、ぜひ、何人もという形に変えたらどうかと思いました。

（長澤座長）

個人も含めるということから何人もという表現というご意見ですね。ありがとうございました。

（桝屋委員）

桝屋です。

私も何人もという表現に賛成したいと思います。これについては、まず、合理的配慮をしなければならない、当事者に一番近いところでいうと家族です。家族の方が合理的配慮とは何ぞやということで当事者に対して不利益きわまりないことばかりやっているという事例がまだ多く見受けられます。それで当事者がとても困っている、合理的配慮を受けないことによって当事者が治療すら受けられないでずっとひきこもりであるとか、さらに症状が悪化してしまうという症例が多々、やはり私の耳にも入ってきます。家族の方に合理的配慮をまずしてもらって、当事者が人間としてうまく生きていけるということがどういうことなのかということを話し合いをもって理解していただきたい。市民、最小単位である家族の方が目を向けるために法的義務であってほしいと私は願っています。

（田中委員）

私もこの問題についてよく検討すべきと思いながら用意してこなかった点はうかつでしたけれども、これはかなり重要な論点なのです。今、ご家族の例が出ましたけれども、ご家族の関係にこうした相談窓口であるとかあっせん機関がかかわることができるのかという疑問があるのです。家族の問題については専門のいろいろな機関がありますけれども、かなり専門性が高いように思います。そうすると、市の条例で用意するあっせんの枠組みで裁ききれるのかなという疑問があります。この点はもう少し慎重にお考えいただいたほうがいいように思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは、その点について、個人がこういうことの対象になる場合、あるいは、今、桝屋委員が言われた懸念について実際にどのように対応するかなど、田中委員から出された課題等も踏まえて、次回、関連資料がもしあれば出してもう一回。

（川崎委員）

川崎です。

遮って恐縮ですけれども、今、何人もというご発言が随分あったかと思うのですが、まず、一つだけ皆さんにも、次回にという座長のお話がありますので、ここだけおさえていただきたいのですが、今日、我々がいただいている資料８、合理的配慮について、権利条約のうたい方、そして差別解消法、これらが載っているわけでして、その中で考えておかなければならないのは、特定の場合においてというものがキーワードになっているような気がしております。全てのこと、全ての方を対象にしていくというのは果たして合理的配慮の対象として考えるべきかどうか。ここの１点、視点としては置いておかないと、理念的に何人もというのはよく分かります。どなたでもそういう理念を持ってというのは私も支持しますけれども、規定として盛り込む際にはいかがかという、今、思いを持っておりますので、結論的に何人というものに反対するとかというものではありませんけれども、この条例への盛り込み方に関して言えば、少しというよりもかなり慎重にやるべきだと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございます。

それでは、もう少し議論が必要かと判断いたしまして、次回に持ち越したいと考えます。

３．その他

（長澤座長）

では、当事者には合理的配慮の意思表示をすることが、説明の中でたびたびありましたので、関連資料として角家委員から出されております参考資料５を簡単に説明いただけますか。

議論は、時間の関係で議論できないので市民を含めるかというのは持ち越しとして、今回提示されたものが合理的配慮を、当事者が申し出ることに関してということで非常に貴重なご意見だと思いまして。

（角家委員）

弁護士会から意見書を出させていただきました。その１のところの合理的配慮の定義について、お話しさせていただきます。合理的配慮について、条例のたたき案では、障がいのある人が障がいのない人と同じ事をする場合であって、障がいのある人からの求めがあるときというようにしています。ただ、ここについて、弁護士会としてはこの求めがあるときに限

定すべきではないという意見も申し上げています。

障害者権利条約では、合理的配慮について、障がいのある人からの求めを発生要件とはしていません。それから、障害者基本法においても、障がいのある人からの求めは要件とされておらず、それを必要としている障がい者が現に存しという文言になっています。障害者差別解消法ではそれが要件となっているわけですが、これは合理的配慮を提供する側が障がいのある人からの意思の表明がなければ合理的配慮を必要としていること及び必要な合理的配慮の内容を知ることができないという懸念に基づいて規定されたものと考えられます。ただ、その場の状況やその方の表情、身振りやサイン、何らかの発生等によって合理的配慮が必要とされていることや必要な合理的配慮の内容が分かる場合もあります。こういった場合があるのにこれを外すということは適当ではないということで、その求めを合理的配慮義務の発生要件とするべきではないという意見を申し上げています。

各地の条例を見てみると、差別解消法が制定されるまでの間に制定されたものは、それを必要としている障がい者が現に存しという規定になっているところが多いと聞いています。制定後は、求めがあるときとか意思の表明が盛り込まれている条例が出てきているようです。ただ、差別解消法の制定後であっても、鹿児島県条例は現に存しの規定になっていて、この法律の制定前後で必ず変えなければならないというものではない。新潟市の条例においては、障害者権利条約の趣旨にのっとって現に存しという文言にするべきだというのが今回の意見です。ただ、合理的配慮の確定のプロセスについては、合理的配慮の確定のプロセスについても市や事業者が一方的に決めていいというものではなくて、障がいのある人が何を必要としているのか、その意向をよく聞いて、相互理解を深めながら合理的配慮を提供していくというように考えるというのが意見の趣旨です。

（長澤座長）

ありがとうございました。

これも大事な点なので、時間が必要かと思います。そこでご意見ということは、次回にいただきたいと思いますが、今のご提案についての質問がもしあれば、お出しいただきたいと思います。今回、この場で初めて見る文章でもあり、また、欠席されている委員も方もおられますので、この点は皆さんからのご意見は次回の検討会で頂戴したいと思いますので、それぞれの委員の皆様、ご自身のお考えを次回、お聞かせいただきたいと思います。

（竹田委員）

すみません、うっかり忘れておりました。相談機関、調停委員会、条例推進会議のイメージのところなのですけれども、先ほど指導員１名、相談員 20 名ということで案を示していただいたのですけれども、これは千葉県に置き換えますと広域専門相談員という専門指導員

の数に相当するのです。千葉県の場合は 16 名の広域専門指導員の下に 592 名の地域相談員があってはじめて 622 万の差別相談を全部繰り上げるという形になっているのです。新潟市の場合においても、地域相談員に相当する、本当に身近な相談窓口を、やはりこの示していただいた 21 名の指導員、相談員の下にシステム化していかないと、到底 80 万人の中の差別案件に丁寧に対処していくということはできないだろうと考えております。その点では、千葉県においては身体障がい者の相談員の方、知的障がい者の相談員の方、そしてそのほかの相談員という方で、内容としては精神障がいの家族会の役員の方ですとか建物など公共交通機関並びに不動産の取引分野の相談員の方々がそのほかの相談員として入って 592 名、地域であまねく一時相談を担っていただける体制になっているのです。新潟市においても身体障がい者相談員の方がいらっしゃいますし、知的障がい者相談員の方もいらっしゃいます。そこに、これはもう少し加えたほうがいいのではないかというそのほかの相談員も含めて、ぜひ、二次的な地域相談員体制といったものも中に含めていただきたいと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、マイクを事務局にお返しいたします。

（川崎委員）

川崎です。

今ほどの竹田委員のご発言について、いささか否定的な見解を申し上げたいと思います。確かに知的相談、身体障がい、分野ごとの相談員がいらっしゃいます。これをさらにここに構造上つけるとすると３層構造になってしまいますよね。構造が何層にも及ぶことによってより正確に伝わっていくどころか迅速な機能を果たさなくなってしまう恐れもあるのです。私どももここに載っている基幹相談センターの一翼を担っている事業者であります。そういう視点からしますと、できればここの充実を求めたいということだけ申し上げて、竹田委員のおっしゃる件については少し否定的に申し上げたいと思います。

（長澤座長）

二つの意見を合わせて、事務局のほうでしっかり受け止めていただきたいと思います。

４　閉　会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたりまして議事進行いただきましてありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

次回、第 14 回になりますが、検討会は 12 月 18 日木曜日、第３木曜日午後７時からの開催になります。次回の検討会の進め方ですが、本日の積み残しをしたうえで、前々回の資料３、Ａ３判横のほうですが、こちらの条例のたたき案を一つずつ確認していくという作業になろうかと思います。また、年明けの１月についても第 15 回の検討会を開催する可能性があろうかと思いますので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご承知おきいただきたいと思います。なお、その場合、定例の第３ですと 15 日ということで、年明け、少し早い時期になりますので、22 日の第４木曜日を想定していただければと思います。また、お帰りの際には１階の受け付けで退庁の手続きを行っていただきまして、お預かりしております駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お受け取りいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第 13 回条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。